

6

労災・一人親方等労災・雇用保険

現場や通勤時のケガからアスベスト疾患・熱中症まで

労災保険とは？

豊かな実績で安心

政府が管掌し、業務上の災害や疾病に対して、被災者の治療と生活が補償されます。事業主の賠償責任のうち、労災保険で被災者の治療と生活が補償され、労働者の生活と事業主の経営が守られます。労働者を一人でも使っている場合は労災保険に加入しなければなりません。(労働者災害補償保険法第3条・雇用保険法第5条)

重い事業者の責任 … 補償責任は元請

元請事業主は、直接雇用している労働者(職人)はもちろんのこと、下請業者の労働者を含めて、その業務災害に対する「補償」が義務づけられています。(労働基準法)

特別加入すれば、事業主でも補償を受けられます

みずから現場で働く事業主や同居の親族、法人の役員が、労働者に準じて事業に従事する場合は、特別に任意加入することが出来ます。それが、労災保険の特別加入制度です。ただし、労働保険事務組合を通じてしか加入できません。

建築業の場合の保険料は…?

建設業の場合の保険料は、工事高(売上高)から計算します。工事には元請となる工事と下請けとしておこなう工事がありますが、保険料の計算には元請工事高をもとに計算します。

建設事業の保険料

年間の元請工事額	労務費相当額	年間の保険料
10,000,000円	2,100,000円	27,300円
20,000,000円	4,200,000円	54,600円

(計算式) 元請工事額 × 労務費率 × 保険料率 = 保険料

(計算例) $10,000,000 \times \frac{21}{100} \times \frac{13}{1000} = 27,300$ 円

保険料率

事業の種類によって違います。詳しくは支部へ

*建築事業 13/1000 *既設建築物設備工事業 14/1000
*その他の建設事業 19/1000 *事務所労災(事務員がいたり不特定現場の時)×3/1000
*木材又は木製品製造業 15/1000 *ビルメンテナンス 6/1000

労災保険の補償内容

療養費 … 医療費は全額無料

仕事中に、仕事が原因で起きたケガや病気は、治るまで無料で治療が受けられます。(指定病院)

休業補償 … 平均賃金(給付基礎日額)の8割給付

治療のため休業し、収入がない時は休み始めて4日目から労災保険より休業補償が給付されます。

※事業所労災の場合、最初の3日間は事業主が休業の補償をします。

障害補償 … 年金や一時金の給付

身体に障害が残った時、その障害の重さによって、年金(1級～7級)、または一時金(8級～14級)が給付されます。

遺族補償 … 葬祭料や就学等援護費などが給付

遺族には、その人数や年齢により、153日分～245日分の年金(遺族補償年金、遺族補償一時金、就学等援護費)等が給付されます。さらに葬祭料も支給されます。

東京土建は厚生労働大臣認可の事務組合です

東京土建で加入する4つの魅力

- 魅力1 豊富な実績**
毎年全都で15,000件を超える事務手続き。
- 魅力2 事業主・一人親方も加入できます**
特別加入保険は国から認可を受けた事務組合、東京土建の各支部で扱っています。
- 魅力3 事業所の事務負担も軽減**
監督署への面倒な諸手続きを代行。トラブルに対しても経験豊富な書記・職員がご相談にのります。
- 魅力4 格安の事務費**
申請等のたびに別途費用負担はありません。(新規・更新手数料のみ)

一人親方等労災保険

中小事業主や一人親方は労災保険に「特別加入」していないと労災にあったとき、適用を受けられません。事業主や一人親方が特別加入する場合は労働保険事務組合に事務処理を委託することが条件です。保険料は給付基礎日額5,000円～10,000円までは1,000円ごとに、10,000円～20,000円までは2,000円ごとにわかれており自分で選ぶことができます。

下請・外注・出来高払いで働く方へ

自分が労働者だと思っていなくても就労実態によっては労災保険が適用されないことがあります。次善の策として特別加入をおすすめします。

2011年度保険料 … 自分で決められます

34,675円～138,700円(年額)

※別途事務費

主な補償内容(給付基礎日額5千円の場合)

		治療費	医療費・無料
		休業補償	12万円 / 月
死亡 選択	妻あり、55歳以上(年金)		87万5千円 / 年
	前払一時金		最大500万円
	扶養なし、一時金		500万円
		片足障害	障害年金92万円
		5級の場合	特別支給金 225万円
		葬祭費	46万5千円
		遺族特別給付金	300万円
		年間保険料	34,675円

事業主も、ダンプ持ち一人親方も加入できます

給付基礎日額 (日額が補償額を 決定します)	建設業一人親方	事業主特別加入保険料		ダンプ持ち一人親方
	年間保険料 19 / 1000	建築事業 13 / 1000	既設建築物設備工事業 14 / 1000	年間保険料 14 / 1000
20,000	138,700	94,900	102,200	102,200
10,000	69,350	47,450	51,100	51,100
5,000	34,675	23,725	25,550	25,550

雇用保険(失業保険)

雇用保険は、労働者が自分の都合や会社の事情で退職しなければならなくなったとき、生活の安定をはかりながら再就職できるように支援する制度です。

	保険料率	事業主負担	労働者負担
一般	15.5 / 1000	9.5 / 1000	6 / 1000
建設	18.5 / 1000	11.5 / 1000	7 / 1000

非正規労働者の適用範囲が拡大され「6ヵ月以上雇用見込み」が、「31日以上雇用見込み」に緩和されました。

給付について

被保険者であった期間の長さや年齢、離職理由等により、90日～360日の範囲で給付日数が決まります。また給付の日額は1日の賃金の6割程度になります。失業給付以外にも、再就職手当や、原則として1歳未満の子どもを育てるために休業した場合への育児休業給付、家族を介護するための介護休業給付、また職業訓練給付制度などもあります。